

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

総務省による住民基本台帳人口移動報告（2023 年）において、本県の国内移動の転出超過数は、11,409 人と 3 年連続で全国最多となり、特に、10 代から 30 代までの若年層の転出超過数が全体の 8 割以上を占める状況が続いていることから、若年層の社会減少の要因について詳細な実態調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、社会減対策の再構築を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(4) 予算額

29,817 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式 1】

令和 6 年 3 月 15 日（金） 午後 5 時

(2) 仕様書に対する質問書提出期限【様式 2】

① 提出期限

令和 6 年 3 月 25 日（月） 午後 5 時

② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和 6 年度若年層の社会減少要因調査分析業務についての質問」とすること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 6 年 3 月 26 日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県総務局経営企画チーム

② 提案書提出期限

令和 6 年 3 月 28 日（木） 午後 5 時

③ 提出書類

「令和 6 年度若年層の社会減少要因調査分析業務 提案書作成要領」による書類

④ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。【様式 3】

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

- ① 実施場所
オンライン会議システム（Zoom 等）を利用したオンラインでの実施とする。
 - ② 実施日時
令和6年4月3日（水）（別途指定する時間）
 - ③ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ・会社概要説明書【様式4】
 - ・電子データの保存等に関する申出書【様式5】
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県総務局経営企画チームに対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年4月8日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年4月9日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- 仕様書に対する質問書【様式 2】
- 取り下げ願い書【様式 3】
- 会社概要説明書【様式 4】
- 電子データの保存等に関する申出書【様式 5】
- 提案書作成要領、評価基準

【問い合わせ先】

広島県総務局経営企画チーム 担当 野地、安田
電話 082-513-2396（ダイヤルイン）